



2020年5月25日

各 位

会社名 ウェルス・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 千野 和俊
(コード番号：3772 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 近持 淳
(電話番号 03-6229-2129)

業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2017年6月28日開催の株主総会においてご承認いただいた業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を改定する方針について決議し、本制度改定に関する議案を2020年6月29日開催予定の当社株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の概要等

現行の本制度では、譲渡制限期間を取締役会が1年間から3年間の間で予め定めるものとしておりましたが、譲渡制限期間を長期化することで取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進するため、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又はグループ執行役員のいずれの地位をも喪失（以下、「退任」といいます。）した日以後の当社取締役会が予め定める日までの間に変更する等の改定を行うものです。本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 改定後の本制度の概要

本制度は、当社の業務執行取締役、執行役員及びグループ執行役員（以下、これらの者をあわせて「対象役員」といいます。）に対し、原則として事業年度毎に、前事業年度の経常利益の一定割合を原資として、各対象役員の経常利益への貢献度に応じて、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、

譲渡制限付株式の払込金額は、本制度により当社の普通株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。譲渡制限付株式割当契約では、対象役員は、割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことが定められます。

本制度においては、かかる譲渡制限は、当社取締役会が予め定める退任日以後の日に解除するものとし、正当と認める理由以外の理由による退任等の一定の事由が生じた場合には、無償で当社が譲渡制限付株式を取得する仕組みといたします。

その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定いたします。

以上